

第1章 高齢者虐待とは

1 高齢者虐待の定義

<ポイント>

- 高齢者虐待は、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待に分類され、心理的虐待や介護・世話の放棄・放任が多くなっています。
- 高齢者虐待は、特別な家庭でのみ起きるものではありません。どこの家庭でも起こりうる問題です。

(1) 高齢者とは

65歳以上の者をいいます。(法第2条)

(2) 高齢者虐待とは

「養護者による高齢者虐待」及び「養介護施設従事者等による虐待」をいいます。(法第2条第3項)

(3) 養護者とは

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」(法第2条第2項)とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が考えられます。

(4) 養介護施設従事者等とは

次の養介護施設や養介護事業に従事する者をいいます。(法第2条第5項)

区分	養介護施設	養介護事業
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none">・老人福祉施設・有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none">・老人居宅生活支援事業 (ホームヘルプ、デイサービス等)
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none">・介護老人福祉施設(特養)・介護老人保健施設(老健)・介護療養型医療施設・地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none">・居宅サービス事業・地域密着型サービス事業・居宅介護支援事業・介護予防サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業・介護予防支援事業

2 高齢者虐待の分類と内容

高齢者虐待とは、養護者や養介護施設従事者等による次の行為とされています。(法第2条第4項および第5項)

区分	内容【具体的な例】
身体的虐待	<p>暴力行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる。 ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする
介護・世話の放棄・放任	<p>意図的であるか、否かを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し、結果として高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない。 ・食事や水分を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・入浴しておらず異臭がする。 ・髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れていたりする。
心理的虐待	<p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与える行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。 ・排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。
性的虐待	<p>本人との間で合意が形成されていないあらゆる形態の性的行為やその強要 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。
経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・年金や預貯金を本人の意思、利益に反して使用する。